配当公告

徳島県板野郡北島町太郎八須字五反地一四番地二〇、住民票上の住所徳島県徳島市川内町沖島六一二番地の一　破産者　井川　清

右の者に対する徳島地方裁判所平成二十三年（フ）第八八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一五七、四八五、五一五円

一、配当することのできる金額
金二六、三九八、一一〇円

平成二十四年四月二十三日
徳島市南常三島町一丁目四―一
グランヴィア常三島東館一F
破産管財人　山本　啓司

配当公告

福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原二五一五番地の一　破産者　九栄スクリーン株式会社

右の者に対する福岡地方裁判所平成二十二年（フ）第五一三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三六二、〇二八、二八九円
優先債権　金四、九三六、七九七円
一般債権　金三五七、〇九一、四九二円

一、配当することのできる金額
金二六、六六四、〇八二円
（内優先債権　金四、九三六、七九七円）

平成二十四年四月二十三日
福岡市中央区大名二丁目二番三六号親和ビル四階
破産管財人　福島　康夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道常呂郡佐呂間町字若佐四五番地の一、最後の住所北海道常呂郡佐呂間町字若佐一七二番地　被相続人　亡　中谷　繁孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十三日
北海道北見市北二条西三丁目一番地朝田ビル四階
相続財産管理人　弁護士　川村　悠佑

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川二九四番地、最後の住所宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字荒立七四番地の七　被相続人　亡　滝川ヤエ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十三日
宮城県石巻市穀町一二番一八号石巻駅前ビル二階いしのまき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　前田　拓馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須郡那須町大字湯本三五〇番地一四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　青木　廣吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十三日
福島県白河市新白河一丁目一八番地
相続財産管理人　司法書士　冨永　貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市桜区大字大久保領家五一六番地三、最後の住所埼玉県さいたま市桜区大字神田四三八番地一神山ハイツ一〇一号　被相続人　亡　嶋田　潤

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十三日
埼玉県さいたま市浦和区高砂三―七―二タニグチビル五階白鳥法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石塚　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県南埼玉郡白岡町大字上野田六六一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　細井　秀男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十三日
東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県珠洲市宝立町春日野二六字二四番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　堂口　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十三日
石川県金沢市尾張町一丁目九番一一号尾張町レジデンス二〇四号尾張町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　笹原　裕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中川区供米田三丁目二二〇三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　荒川　博行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十三日
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目五番三五号弁護士ビル総合受付九〇三号飛鳥總合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　良明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市福島区海老江二丁目九〇番地、最後の住所大阪市福島区海老江二丁目六番一六号　被相続人　亡　橋本ミヨシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十三日
大阪市北区西天満六丁目七番四号大阪弁護士ビル四一一
相続財産管理人弁護士　坂東　功一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十三日
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目三番一八号関本ビル四階　荒木法律事務所
相続財産管理人　荒木　直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市花見川区作新台一丁目二五番、最後の住所千葉市花見川区柏井一丁目二番二三号　被相続人　亡　石渡登美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十三日
事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号千葉中央ビル六階　ベイサイド法律事務所
相続財産管理人　弁護士　下山　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷郡阿見町大字大形九四四番地、最後の住所東京都足立区中央本町一丁目一八番一二―三〇四号　被相続人　亡　渡邉　良夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十三日
事務所東京都豊島区東池袋一丁目一七番三号ウェルシャン池袋二〇七号室
相続財産管理人　弁護士　杉田　昌子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区関町北四丁目甲二九三番地、最後の住所東京都練馬区関町北四丁目一五番一三号　被相続人　亡　笹本　吉郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。